

令和3年度岡崎市一般廃棄物処理実施計画

第1 総則

1 目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、令和3年度における一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

2 計画区域

岡崎市全域

3 計画期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

第2 ごみ処理実施計画

1 排出の状況

(1) 家庭系ごみの分別区分

分別区分		主な対象品目
可燃ごみ		生ごみ、草・木、汚れた紙くず、汚れた容器包装、ゴム・皮類、プラスチック製品、紙おむつ等
不燃ごみ		ガラス類、陶磁器類、金属製品、アルミホイル・アルミ製品、鏡、割れたびん、傘等
粗大ごみ		上記、可燃ごみ、不燃ごみのうち、市指定ごみ袋を利用できない大きさ又は重さのごみ（家具、自転車、大型の家電製品等）
資源物	紙製容器包装	紙製の容器包装（菓子等の紙箱、ヨーグルト等の紙容器、包装紙、紙袋、ワイシャツ等の台紙等）
	ペットボトル	ペットボトル（飲料用、しょうゆ、酒類、調味料（油分を含まないもの））
	プラスチック製容器包装	プラスチック製の容器包装（発泡スチロール、食品トレイ、ビニール製の包装、食品等の容器、シャンプー等のボトル、キャップ等）
	空き缶	飲料、食品用の金属製の缶、金属製のキャップ・ふた
	空きびん	飲料、食品用及び化粧品品のガラス製のびん（ビールびん、一升びんを除く。）
	生きびん	ビールびん、一升びん

発火性危険ごみ		スプレー缶、カセット式ガスボンベ、ライター	
有害ごみ		水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計、蛍光管、電池類 (乾電池、小型充電式電池、ボタン電池)	
資源物	古紙類	新聞	新聞紙、チラシ
		雑誌	雑誌、本、カタログ、パンフレット、用紙類、はがき、封筒、包装紙等
		ダンボール	ダンボール、紙箱類、厚紙、トイレトペーパーの芯等
		牛乳パック	牛乳パック、飲料用の紙パックで内側が白いもの
	古着	再使用可能な衣類、毛布、シーツ、タオル	
	小型家電	家電4品目及びパソコン以外の家電製品(その付属品含む)	

(2) 発生量の見込み

区分		発生量(見込み)	
家庭系	可燃ごみ	75,005 t	
	不燃ごみ	6,611 t	
	粗大ごみ(戸別収集分)	236 t	
	発火性危険ごみ	76 t	
	有害ごみ	143 t	
	資源物	紙製容器包装	1,008 t
		ペットボトル	971 t
		プラスチック製容器包装	2,042 t
		空き缶	504 t
	家庭系	資源物	空きびん、生きびん
古紙類			1,803 t
古着			192 t
小型家電			189 t
小計		90,410 t	
事業系	可燃ごみ	39,537 t	
	不燃ごみ	2,299 t	
	資源物	空き缶	2 t
		空きびん、生きびん	5 t

小 計	41,843 t
合 計	132,253 t

2 廃棄物の減量と資源化推進のための方策

(1) リデュース（発生抑制）の促進

ア レジ袋・過剰包装削減への取組

- ・ マイバッグ持参の推奨

国によるレジ袋有料化を受け、レジ袋削減の取組を広げるため、マイバッグを持参し、レジ袋及び過剰包装を断ることを、市民への啓発、小売事業者との連携を通じて推奨する。

- ・ 使い捨て商品の削減

使い捨て容器の使用や過剰包装、利用頻度の低い商品の購入を控えることによるごみ排出量の削減を、市民への情報提供、啓発を通じて促進する。

イ 生ごみの減量・資源化の推進

- ・ 生ごみ処理機やコンポストの助成

家庭からの生ごみの排出を抑制するため、生活様式に合わせた生ごみ自家減量の促進を図り、生ごみ処理機やコンポストの助成金制度を行う。

- ・ 3キリ運動の推進

ごみの減量と安定的な処理を目的として、生ごみの水分を取り除く「水キリ」、買った食材を使い切る「使いキリ」、食べ残しをしない「食べキリ」の「3キリ運動」を推進し、生ごみ、食品ロスの削減を行う。

ウ 環境教育、環境学習の推進・啓発

- ・ 環境学習の充実

幼稚園・保育園・小学校・中学校・高校・大学などにおける取組の支援や、町内会・地域活動に出向くなど、学校教育、地域活動、市民活動と連携し、各種講座、環境学習を行う。

- ・ 分かりやすい情報提供

分別資料、収集カレンダー等の更新、広報・回覧等による情報提供、市ホームページ、SNS、動画等インターネット媒体による情報提供や情報提供の多言語化、ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」の活用により、ごみの排出等について分かりやすい情報提供に努め、分別徹底を通じて意識啓発を図る。

- ・ 市民参加による啓発

環境ひろば等のキャンペーンやイベントの開催、環境ポスター等の募集及び表彰等、市民が参加できるイベント等を通じて、ごみ問題への意識を高め、ごみの排出抑制等を推進する。

(2) リユース（再使用）の促進

- ・ 再使用情報の提供

家庭で使用しなくなったものの再使用に関する情報提供を通じて、リユース

スを促進する。

- ・ フリーマーケット等の活用推奨
フリーマーケットや不用品交換の場の情報提供等を通じて、市民のリユース行動を推奨する。
- ・ リサイクルショップとの連携
不要なものをごみとせず、必要な人の手に渡ることで長く使用することを目指し、リサイクルショップを紹介する等の発信に努め、市民による活用を促進する。

(3) 資源物の再資源化の推進

- ・ 剪定枝の資源化の検討
剪定、除草作業から発生する木や草は、一度にまとめて排出されるごみであり、資源化に向け、先進事例や民間事業者の調査を行う等、有効利用方法を検討する。
- ・ ミックスペーパーの資源化の検討
可燃ごみ中には紙類が多く含まれており、現在資源物として回収している紙製容器包装に加えて、雑紙等も含めた資源化可能なミックスペーパーについて、資源化を検討する。
- ・ プラスチックの資源化の検討
プラスチック製容器包装の分別、資源化に引き続き取り組むとともに、新たなプラスチックの資源化動向についても調査、研究を進める。
- ・ リサイクルシステム活用の啓発
特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）や、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）の対象となる家電 4 品目、パソコン等について、リサイクルシステムを活用した処理が行われるよう、引き続き広報等を活用して市民への啓発を推進する。
- ・ 小型家電の資源化
小型家電に含まれるレアメタルを資源化するため、拠点回収所による回収、常設回収ボックスによる回収及び国の認定事業者による宅配便を活用した回収を実施する。
- ・ 店頭回収等との連携
ペットボトル、白色トレイ、牛乳パック等の資源化可能な包装材の事業者による自主回収や、事業者が独自に行う古紙類の資源回収について、事業者と連携し、市民への情報提供を行い、資源物排出機会の増加に努める。
- ・ 資源回収事業の推進
資源回収事業報償金制度の継続により、町内会等による古紙類、古着、アルミ缶等の回収事業を推進し、資源回収量の増大とともに、市民自ら資源物を回収することによる分別意識向上を図る。
- ・ 拠点回収事業の拡充
既存の拠点回収所の回収品目・回収時間の見直しや、新規の拠点回収所の設置を検討する。また、新たな手法による行政回収方法を研究し、資源物排

出機会の増加に努める。

- ・ 体験講座等による意識向上
岡崎ガラス工房葵において、回収された空きびんを主原料としたガラス工芸の体験講座やガラス工芸品の制作を行う等、リサイクル体験への参加により、廃びんの適正な分別排出がリサイクルにつながることの有用性を啓発する。
- ・ 溶融スラグ、メタルの資源化
埋立物を減量するため、ごみを溶融した際に生成した溶融スラグ・メタルを再生資源として有効利用を行う。
- ・ 古紙類の搬入規制
古紙類の資源化を図るため事業者が排出する古紙類の市ごみ処理施設への搬入規制を継続し、資源化事業者へ誘導を行う。

3 廃棄物の適正処理のための方策

(1) 適正処理の指導

- ・ 排出ルール・マナーの周知啓発
ごみステーションを衛生的に保つため、また、ごみの収集、処理に支障（発火性危険ごみ等による発火事故、刃物等による作業員の負傷、処理不適物の混入による処理効率低下、水銀含有物による残さや排ガス性状の悪化等）が生じないように排出ルール・マナーの順守について周知を徹底する。
- ・ 不法投棄対策
不法投棄を監視するパトロールを強化するとともに、厳正な対応を行う。また、広報により適正な処理について協力を呼び掛け、市民や事業者の意識の向上を図り、不法投棄の抑制に努める。
- ・ 資源物持ち去りの監視
ごみステーションに排出された資源物を、条例に違反し持ち去る行為に対して、監視・指導を行い、資源物の適正処理を図る。
- ・ 搬入検査（展開検査）の実施
市ごみ処理施設に搬入された廃棄物の搬入検査（展開検査）を実施し、不適物の混入について指導するとともに、資源物の分別及び資源化の徹底を継続的に行う。

(2) 安心できるごみ処理体制の確保

- ・ 災害廃棄物の処理
岡崎市災害廃棄物処理計画（平成 30 年 3 月策定）に基づき、がれき類等の災害廃棄物を処理し、生活環境の汚染防止に努める。また、迅速かつ計画的に処理するため、同計画に基づき、周辺の市町の協力体制はもとより、県内外の市町村を含む広域的な連携や民間業者との協力体制を構築する。
- ・ 一般廃棄物収集運搬業の許可の検討
一般廃棄物の排出量及び既存の一般廃棄物収集運搬業者の収集運搬能力を勘案し、将来的に適正かつ安定した一般廃棄物の処理を継続的に実施していくため、原則、一般廃棄物収集運搬業の新規許可は行わない。

- ・ 一般廃棄物処分業の許可の検討
適正処理推進の観点から一般廃棄物の排出量等を勘案しながら、一般廃棄物処分業の許可を検討する。

(3) ごみ処理費用の適正化（有料化の検討）

ごみの排出は、現状どおり指定袋制とし、直接搬入時には、ごみ排出量に応じてごみ処理手数料を徴収する。ごみ処理手数料は施設維持のためや、排出者ごとの排出量の違いによる負担の公平性確保のために、今後も引き続き適正な処理費用負担の在り方を検討する。

4 収集運搬計画

(1) 一般廃棄物処理計画で定める所定の場所について

廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成7年条例第14号。以下「廃棄物減量条例」という。）第10条第1項に規定する一般廃棄物処理計画で定める所定の場所とは、町内会ごとに決められた指定のごみステーション（※1）及び拠点回収（※2）を行う場所とする。

※1 ごみステーションとは、町内会等による市への申出によって決定した家庭系ごみの排出場所をいい、可燃ごみステーション、不燃ごみステーション及びリサイクルステーションがある。

※2 拠点回収とは、市が指定した場所又は協力店舗に、資源物等を持ち込み、定期的に回収することをいう。

(2) 分別区分ごとの収集運搬体制

分別区分		収集運搬	収集方法	収集回数	排出方法	
家庭系	可燃ごみ	直営及び委託	ステーション収集	週2回	指定袋	
	不燃ごみ	直営		隔週1回		
	粗大ごみ	直営	有料戸別収集	随時	粗大ごみシール貼付	
	資源物	紙製容器包装	委託	ステーション収集	週1回	指定袋
		ペットボトル	直営			
		プラスチック製容器包装	委託			
		空き缶	直営		隔週1回	回収箱へ裸排出
空きびん						
生きびん						
発火性危険ごみ						

	有害ごみ	蛍光管・電池類	委託	拠点回収	週1回 (随時)	回収箱へ 裸排出
		水銀体温計等	直営	ステーション収集	隔週1回	
	資源物	古紙類	委託	拠点回収	週1回 (随時)	各々の指定の 方法で排出
		古着				
		小型家電				
ペットボトル						
一時多量廃棄物		一般廃棄物 処理業者	一般廃棄物処理業者による			
事業系	可燃ごみ					・青色透明袋 ・青色半透明袋
	不燃ごみ					
	資源物	空き缶	・事業者自ら ・一般廃棄物処理業者			裸排出
		空きびん				
		生きびん				

(3) さわやか収集制度

上記(1)及び(2)とは別に、高齢者や障がい者等でごみ出しが困難な方を対象とした戸別収集を実施する。

5 中間処理計画

(1) 施設概要

施設名称	所在地	施設の種類	形式等	処理能力	
八帖クリーンセンター	岡崎市八帖南町 字立島2番地1	焼却	全連続燃焼式焼却炉	100 t/日	
中央クリーンセンター	岡崎市板田町字 西流石2番地1	熔融	シャフト炉式 ガス化熔融施設	190 t/日 × 2 炉	
廃棄物再生利用施設	リサイクルプラザ	岡崎市高隆寺町 字阿世保5番地	選別・圧縮	空き缶選別圧縮施設	15 t/日
			破碎	ペットボトル破碎施設	500kg/h
	資源化施設	岡崎市才栗町字 霧ヶ洞31番地1	手選別	<ul style="list-style-type: none"> ・不燃ごみ ・ペットボトル ・空きびん、生きびん ・発火性危険ごみ (スプレー缶) 	

(2) 処理量の見込み

区 分		処理方法	処理主体	処理量（見込み）
可燃ごみ（可燃性粗大ごみを含む）		焼却・溶融	直営	121,996 t
不燃ごみ（不燃性粗大ごみを含む）		手選別	直営	6,572 t
発火性危険ごみ	スプレー缶	選別	直営	68 t
	ライター	破砕	民間事業者	8 t
有害ごみ	電池類 水銀体温計等	選別	民間事業者	143 t
	小型充電式電池 ボタン電池	破砕・選別	民間事業者	
資 源 物	空きびん	選別・破砕	直営	1,635 t
	生きびん	選別	直営	
	紙製容器包装	選別・圧縮	民間事業者	1,008 t
	ペットボトル	破砕・選別	直営・ 民間事業者	971 t
	プラスチック製容器包装	選別・圧縮	民間事業者	2,042 t
	小型家電	破砕・選別	民間事業者	189 t

(3) 処理主体と資源化量の見込み

分別区分及び資源化概要	契約方法	処理（資源化） 主体	資源化量 （見込み）
可燃ごみ（溶融スラグ・メタル）	売却	民間事業者	13,566 t
不燃ごみ（鉄・アルミ・銅くず）	売却		1,105 t
空き缶	売却		535 t
空きびん（カレット）	処理委託		1,701 t
生きびん	売却		68 t
発火性危険ごみ（アルミ・スチール）	処理委託		89 t
紙製容器包装	処理委託		941 t
ペットボトル	処理委託		199 t
	(フレーク)		売却
プラスチック製容器包装	処理委託		1,990 t
古紙類	売却		1,803 t

古着	売却		192 t
小型家電	処理委託		1,142 t

(4) 市域外におけるごみの処理委託の概要

処理委託業者		ごみの種類	処理方法	処理量
幸田町	中部保全 株式会社	ペットボトル	選別・圧縮	85 t
		プラスチック製容器包装	選別・圧縮	1,010 t
		有害ごみ	選別・破碎	148 t
豊田市	トヨキン 株式会社	ライター	破碎	8 t
安城市	三河代用燃料 有限会社	木くず	破碎	80 t
大府市	オオブユニティ 株式会社	食品残さ	メタン発酵	25 t
刈谷市	ヒラテ産業 有限会社	食品残さ	堆肥化	146 t
関市	株式会社 橋本	食品残さ	飼料化	118 t
名古屋市	株式会社ケミカルフォース	食品残さ	堆肥化	12 t

(5) あわせ産廃の処理について

廃棄物処理法第 11 条第 2 項及び廃棄物減量条例第 8 条第 3 項の規定により、一般廃棄物の処理に支障を生じない範囲において、一般廃棄物と併せて処理することが可能で、かつ、必要と認める産業廃棄物の処理を行う。

6 最終処分計画

(1) 施設概要

施設名称	所在地	埋立構造	埋立地面積	埋立容量
北部一般廃棄物 最終処分場	岡崎市東阿知和町 字大入 1 番地 36	準好気性埋立	48,190 m ²	399,100 m ³

(2) 埋立計画量の見込み

処理施設	区分	埋立量 (見込み)
直営	直接埋立	2,547 t
	選別後埋立物	426 t
	ごみ焼却灰	3,447 t

7 市が処理しないごみ

以下の廃棄物について、市が処理しないごみとし、処理先へ誘導を行う。

区 分		品 目	処理方法
特定家庭用機器再商品化法に規定される特定家庭用機器		エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者による適正な引取りの誘導を行う。
資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する指定再資源化製品		パソコン、小形二次電池	製造事業者等の自主回収及び資源化への誘導を行う。
廃棄物減量条例第10条第2項に基づくもの	有害性のあるもの	化学薬品、農薬類	販売店による引取りの誘導を行う。
	危険性のあるもの	廃油（ガソリン・灯油）	
	引火性のあるもの	プロパンガスボンベ	
リサイクルシステムが整備されているもの		消火器、自動車、自動二輪車、原動機付自転車、FRP製小型船舶	リサイクルシステムでの処理へ誘導を行う。
その他、市ごみ処理施設での処理が困難なもの		ピアノ、大型自動車部品、大型温水器、大型業務用機器・機材、大型FRP製品、ソーラーパネル	販売店、専門事業者による引取りの誘導を行う。
市の施策によるもの		古紙類（事業系に限る。）	資源化事業者へ誘導を行う。

第3 生活排水処理実施計画

1 排出の状況（令和3年度発生量の見込み）

区 分	発生量（見込み）
し尿	1,700 kℓ
浄化槽汚泥	35,600 kℓ
合 計	37,300 kℓ

2 処理形態別人口（令和3年度末の見込み）

区 分	人 口
下水道	331,500 人
農業集落排水	7,500 人
合併処理浄化槽	20,000 人
単独処理浄化槽	21,700 人
し尿収集	1,800 人
合 計	382,500 人

3 生活排水処理促進に関する方策

(1) 浄化槽に関する方策

ア 合併処理浄化槽への転換促進

- ・汲み取り便槽又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換するかたに対して、補助金の交付を行う。

イ 浄化槽の適切な維持管理の促進

- ・浄化槽の適切な維持管理が実施されるよう、ホームページや回覧板、文書等で指導啓発を行う。

ウ 浄化槽関係事業者への研修会機会の提供

- ・浄化槽の正しい維持管理が行われるよう、浄化槽関連業者を対象とした研修会を開催し、浄化槽管理士の知見や技術の向上を図る。

(2) し尿に関する方策

ア し尿の適正処理の推進

- ・し尿収集事業費補助金の交付を行う。

(3) 下水道に関する方策

ア 下水道接続率の向上

- ・下水道未接続世帯を訪問し、接続指導を行う。

(4) その他

ア 家庭でできる排水対策の発信

- ・市が実施するイベント等において、浄化槽の維持管理や合併処理浄化槽への転換促進に向けた啓発活動を実施する。
- ・各種関連団体との連携強化や生活排水対策の活動の支援を行う。
- ・出前講座や環境教育を活用した地域や学校での学習の機会を提供する。

4 収集運搬（区分ごとの収集運搬体制）

区 分	収集運搬	収集回数	収集方法
し尿（常設）	一般廃棄物収集運搬業許可業者 （別表 1 に掲げる区域の区分による。）	月 1 回 又は随時	戸別
し尿（仮設）	一般廃棄物収集運搬業許可業者 （別表 2 に掲げる区域の区分による。）	随時	戸別
浄化槽汚泥	一般廃棄物収集運搬業許可業者 （別表 2 に掲げる区域の区分による。）	随時	戸別

5 中間処理計画

(1) 施設概要

施設名称	所在地	形式等	処理能力
八帖クリーンセンター	岡崎市八帖南町 字立島 2 番地 1	標準脱窒素処理方式	320 kℓ/日

(2) 処理量の見込み

施設名称	区 分	処理主体	処理量（見込み）
八帖クリーンセンター	し尿	直営	1,700 kℓ
	浄化槽汚泥	直営	35,600 kℓ

別表 1

収集運搬業者	区 域
岡崎市大平町字榎田3番地1 合資会社 三河公益社	曙町、板田町、井田町(井田7、8、9区を除く。)、市場町、稲熊町、岩中町、梅園町、大井野町、籠田町、亀井町、久右エ門町、桑谷町、十王町、真伝吉祥一丁目(旧真伝町字吉祥、字鐘鑄を除く。)、真伝吉祥二丁目(旧真伝町字大山、字吉祥、字清水谷、字ひささぎを除く。)、滝町、田口町、伝馬通、西中町、能見町、能見通、羽栗町、箱柳町、鉢地町、東能見町、藤川町、藤川荒古、藤川台一丁目、藤川台二丁目、藤川台三丁目、花崗町、蓑川町、蓑川新町、門前町、安戸町、山綱町、祐金町、米河内町、竜泉寺町、六地藏町、六供町、六供本町
岡崎市蓬萊町一丁目16番地 株式会社 岡崎衛生社	朝日町、池金町、板屋町、魚町、小美町、大西町、大西一丁目、大西二丁目、大西三丁目、大幡町、大平町、岡町、小呂町、欠町、上佐々木町、上衣文町、北野町、暮戸町、康生町、康生通、高隆寺町、小針町、材木町、栄町、島坂町、下佐々木町、昭和町、大和町、竜美旭町、竜美新町、竜美東一丁目、竜美東二丁目、竜美東三丁目、田町、鶴巢町、中岡崎町、中園町、中町、西魚町、西大友町、根石町、橋目町、八幡町、八帖町、八帖北町、八帖南町、東大友町、不吹町、舳越町、蓬萊町、保母町、洞町、本町通、舞木町、丸山町、美合町、美合新町、美合西町、緑丘一丁目、緑丘二丁目、緑丘三丁目、元欠町、本宿町、本宿茜、本宿台、本宿西、森越町、両町、連尺通、若宮町
岡崎市柱町字下荒子57番地1 中部保全 株式会社	赤渋町、新居町、安藤町、井沢町、一色町、井内町、岩戸町、上地町、上地一丁目、上地二丁目、上地三丁目、上地四丁目、上地五丁目、上地六丁目、江口一丁目、江口二丁目、江口三丁目、生平町、大高味町、大柳町、小久田町、奥殿町、奥山田町、鍛埜町、上青野町、上三ツ木町、上明大寺町、上六名町、上六名一丁目、上六名二丁目、上六名三丁目、上六名四丁目、上和田町、唐沢町、川向町、切越町、切山町、久後崎町、国正町、蔵次町、桑原町、毛呂町、古部町、小丸町、才栗町、在家町、坂左右町、桜形町、定国町、島町、下青野町、下三ツ木町、下和田町、庄司田一丁目、庄司田二丁目、庄司田三丁目、正名町、城南町、真宮町、菅生町、須淵町、外山町、高橋町、竜美大入町、竜美北一丁目、竜美北二丁目、竜美台一丁目、竜美台二丁目、竜美中一丁目、竜美中二丁目、竜美西一丁目、竜美西二丁目、竜美南一丁目、竜美南二丁目、竜美南三丁目、竜美南四丁目、茅原沢町、天白町、土井町、戸崎町、戸崎新町、

	戸崎元町、富尾町、中伊町、中伊西町、中島町、中島中町、中島西町、中島東町、中田町、中之郷町、中村町、二軒屋町、合歓木町、野畑町、柱町、柱一丁目、柱二丁目、柱三丁目、柱四丁目、柱五丁目、柱六丁目、柱曙一丁目、柱曙二丁目、柱曙三丁目、秦梨町、羽根町、羽根北町、羽根西一丁目、羽根西二丁目、羽根西三丁目、羽根西新町、羽根東町、針崎町、針崎一丁目、針崎二丁目、日影町、東明大寺町、吹矢町、福岡町、福桶町、保久町、法性寺町、牧御堂町、三崎町、南大須町、南明大寺町、宮石町、宮地町、明大寺町、明大寺本町、向山町、六名町、六名一丁目、六名二丁目、六名三丁目、六名新町、六名東町、六名本町、六名南一丁目、六名南二丁目、蓬生町、若松町、若松東一丁目、若松東二丁目、若松東三丁目、渡通津町
岡崎市渡町字大榎119番地 株式会社 高橋商舎	宇頭町、宇頭北町、宇頭東町、宇頭南町、北本郷町、筒針町、富永町、新堀町、西本郷町、東本郷町、東牧内町、矢作町、渡町
岡崎市井田南町7番地14 有限会社 本多商事	葵町、伊賀町、伊賀新町、石神町、岩津町、恵田町、柿田町、駒立町、城北町、真福寺町、末広町、丹坂町、西阿知和町、錦町、西蔵前町、仁木町、東阿知和町、東蔵前町、東蔵前一丁目、東蔵前二丁目、日名北町、日名中町、日名西町、日名本町、日名南町、広幡町、福寿町、細川町、松本町、元能見町、八ツ木町
岡崎市真伝町字鐘鑄7番地3 有限会社 三共舎	青木町、井田町(井田7、8、9区に限る。)、井田新町、井田西町、井田南町、井ノ口町、井ノ口新町、上里一丁目、上里二丁目、上里三丁目、鴨田町、鴨田本町、鴨田南町、河原町、寿町、真伝町、真伝一丁目、真伝二丁目、真伝吉祥一丁目(旧真伝町字吉祥、字鐘鑄に限る。)、真伝吉祥二丁目(旧真伝町字大山、字吉祥、字清水谷、字ひささぎに限る。)、大樹寺一丁目、大樹寺二丁目、大樹寺三丁目、大門一丁目、大門二丁目、大門三丁目、大門四丁目、大門五丁目、百々町、百々西町、堂前町、松橋町、藪田一丁目、藪田二丁目
岡崎市牧平町 字マカゞイツ24番地2 有限会社 額田衛生社	雨山町、淡湊町、石原町、大代町、鹿勝川町、檜山町、片寄町、木下町、桜井寺町、下衣文町、千万町町、滝尻町、鳥川町、中金町、夏山町、東河原町、細光町、牧平町、宮崎町、明見町

別表 2

収集運搬業者	区 域
岡崎市大平町字榎田 3 番地 1 合資会社 三河公益社	市内全域
岡崎市蓬萊町一丁目16番地 株式会社 岡崎衛生社	
岡崎市柱町字下荒子57番地1 中部保全 株式会社	
岡崎市渡町字大榎119番地 株式会社 高橋商舎	
岡崎市井田南町 7 番地14 有限会社 本多商事	
岡崎市真伝町字鐘鑄 7 番地 3 有限会社 三共舎	
岡崎市牧平町字マカミイツ24番地 2 有限会社 額田衛生社	